

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第26号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（昭和46年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第3条 [略] 2 [略] 3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] 4 [略] (特勤手当に準ずる手当)	第3条 [略] 2 [略] 3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] <u>(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第60号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。</u> — 4 [略] (特勤手当に準ずる手当)
第4条 [略] 2 [略] 3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] 4 [略]	第4条 [略] 2 [略] 3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] <u>(4) 条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第60号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。</u> 4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。